

大分県農業改良資金貸付資格認定事務要領

第1 趣旨

この要領は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき知事が行う貸付資格の認定等に関する取扱いについて、同法、同法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、株式会社日本政策金融公庫国内金融業務方法書（平成20年10月1日付け政公農統第20-1号）及び大分県農業経営改善関係資金運営要領（以下「県運営要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 貸付資格の認定

1 認定基準

認定基準は、基本要綱第2の2に規定する要件、別記1及び農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）の第1を準用する。

2 認定者

貸付資格の認定は、法第6条の規定に基づき知事が行う。

第3 貸付資格認定申請手続き

法第6条に規定する農業改良資金（米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定に基づき適用される場合を含む。）の貸付資格の認定の申請の手続きは、次に定めるところによる。

1 貸付の申込み

(1) 農業者及びその組織する団体の場合

貸付を受けようとする者及びその団体は、農業改良資金貸付資格認定申請書（以下「認定申請書」という。）（第1号様式）に県運営要領第3の1に定める借入申込希望書兼経営改善資金計画書（以下「借入申込書」という。）を添えて、（株）日本政策金融公庫大分支店農林水産事業（以下「公庫」という。）又は法第3条第1項第2号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）に提出するものとする。

(2) 認定製造事業者等の場合

米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第8条第1項の規定に基づく認定生産製造連携事業に農業改良支援措置が含まれる場合には、認定申請書（第3号様式）に、借入申込書及び同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画を添えて、公庫又は融資機関に提出するものとする。

(3) 促進事業者の場合

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第9条第1項の規定に基づく認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、認定申請書（第3号様式）に、借入申込書及び同法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画を添えて、公庫又は融資機関に提出するものとする。

(4)第3の1の(1)～(3)において、融資機関へ提出があった場合、融資機関の長は認定申請書等を第4号様式に添えて次のとおり回付するものとする。

農業協同組合の場合、大分県信用農業協同組合連合会代表理事理事長（以下「信連」という。）に、信連は公庫へ回付する。

銀行及び信用金庫の場合、公庫へ回付する。

2 公庫は、第3の1の(1)から(3)において認定申請書等の提出があった場合に、当該申請書等を第5号様式に添えて借入申込者の住所地を所管する振興局長（以下「振興局長」という。）に提出するものとする。

3 振興局長は、第6号様式により貸付資格の認定審査を行うものとする。

なお、振興局長は、所管する市町村以外で借入申込者が資金内容に係る事業を実施する場合、必要に応じ次のとおり手続きを行う。

(1)認定審査の参考のために、事業を実施する住所地の所管の振興局長に対し、第7号様式により貸付資格の認定に係る調査を依頼する。

(2)依頼された振興局長は、第8号様式により報告するものとする。

4 振興局長は、公庫に対し、上記2の提出から原則として2週間以内に、第9号様式及び第10号様式により、第3の3の審査結果を通知し、また団体指導・金融課あてに第6号様式により報告するものとする。

ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

第4 貸付資格認定審査実績の報告

1 公庫からの貸付実績の報告

公庫農林水産事業統轄は、四半期ごとの農業改良資金の貸付の実績について、認定申請件数、貸付件数等を翌月の末日までに、第11号様式により知事に報告するものとする。

2 国への貸付資格認定審査実績の報告

知事は、毎年度の農業改良資金の貸付資格認定審査の実績について、当該年度の翌年度の5月末までに、第12号様式により九州農政局長へ報告するものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 24 年 9 月 1 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。